



目 次	ページ
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（4件）	（治山林道課） 1
○保安林の指定施業要件の変更	（ 〃 ） 1
○道路の区域変更	（道 路 課） 1
公 告	
○県営土地改良事業の計画の定め	（農業基盤課） 2
落札公告	
○落札者等の公告	（税 務 課） 2
正 誤	
◎正誤（平28・9・20付け選挙管理委員会告示）	3

告 示

高知県告示第576号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成28年10月18日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成7年1月農林水産省告示第67号

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び梶原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第577号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規

定により告示する。
 平成28年10月18日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成7年1月農林水産省告示第69号

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第578号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成28年10月18日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成7年1月農林水産省告示第71号

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第579号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成28年10月18日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 平成7年2月農林水産省告示第209号

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第580号
 次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
 平成28年10月18日
 高知県知事 尾崎 正直

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 東洋町（次の図に示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的
 潮害の防備
 (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 東洋町（次の図に示す部分に限る。ただし、国有林に係るものを除く。）
 (2) 保安林として指定された目的
 魚つき
 (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び東洋町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年10月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町大井野字松カサコ745番から 高岡郡四万十町口神ノ川字城ノ後810番1まで	前	7.9 }	714
	後	11.3 }	
		16.7	714

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（三里地区農地整備事業（中山間地域型（区画整理）））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年10月18日から同年11月16日まで
- 3 縦覧場所
四万十市役所
- 4 その他

この公告に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この公告に係る決定については、上記の審査請求のほか、この公告に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となる。）、この公告に係る決定の取消しの訴えを提起することができる。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税務総合システム改修等委託業務（環境性能割対応等）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部税務課 高知市丸ノ内二丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年9月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
48,384,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平28・9・20	9872	◎選挙管理委員会告示	5	左 (26)	<u>171,196人</u>	<u>171,194人</u>
				左 (41)	<u>6,464人</u>	<u>6,460人</u>